

輝く女性の
千葉県集会
日時：11月17日(日)13時～
場所：自治体福祉センター4階

ちば労連
ホームページ <http://chibarouren.org/> メール chibarouren@axel.ocn.ne.jp

第335号
2019年
10月21日

発行
千葉県労働組合連合会
〒260-0854 千葉市中央区長洲1-10-8
自治体福祉センター3F
電話 043 (225) 5576
FAX 043 (221) 0138
発行人 本原康雄 定価20円

第 335 号 URL 版 2019 年 10 月 31 日

発行 千葉県労働組合連合会

〒260-0854 千葉市中央区長洲 1-10-8 自治体福祉センター

電話 043(225)5576 FAX 043 (221) 0138

発行人 本原康雄 定価 20 円

【1面】

最強台風千葉県を直撃 千葉労連の各組織が 被災者支援に奮闘

9月9日の午前5時頃、台風15号は強い勢力で千葉市付近に上陸しました。台風の接近・通過に伴い、猛烈な風や雨が千葉県内を中心に吹き、甚大な被害を出しました。千葉市で最大瞬間風速57.5mを観測するなど、記録的な暴風になりました。この台風により150人の死傷者を出したほか、住宅被害は全壊214棟、半壊・一部損壊約4万棟、床上や床下浸水が207棟にのぼりました(10月7日現在内閣府発表資料より)。また、当初県内では約70万戸が停電したほか、約7400万戸近くの住宅が断水しました。この災害を受けて自治労連、千葉土建、医労連などの組合は被災地の復興に向けて行動を起こしました。

自治労連 地域を守る自治体の職員として奮闘



災害ボランティアセンターで地域住民の
相談にあたる自治労連のなかま

倒木や鉄塔が倒れ、当初は停電が46市区町村で約70万戸、断水が14市町村7400戸となり、鉄道が止まり、道路が寸断されました。

さらに、農業や地域経済等への被害も約370億円と甚大です。停電は2週間を過ぎてようやく復旧しましたが、家屋被害は約3万5千軒に上り、まだ増え続けています。特に鋸南町では世帯数の10%が半壊以上、一部損壊以上は68%にも上ります。

自治体職員等は自らも被災しながら奮闘しています。庁舎の片付け、避難所の設置と運営、支援物資の配給、被害調査、道路の倒木処理、さらに、罹災証明の受付と調査、ボランティア要請、電話不通の相談対応、誘

導案内など、様々な課題に取り組み、1ヶ月間殆ど休みなしの職員も多くいます。

自治労連千葉県本部は、いち早く被災地を訪問するとともに、支援ボランティアの派遣やカンパに取り組みました。この間、君津・安房地域でのボランティアセンター・スタッフとして、東京、長野、滋賀、茨城などからの支援も受けながら、のべ100名を超える仲間を派遣し、10月も支援を続けています。

被害が大きかったのは、もともと高齢化、過疎化の課題を抱える地域です。住民が地域に住み続けられるよう、住宅の再建や確保、農業などの生業の再建支援、医療介護などの確保など、当該自治体はもとより県、国を挙げた対応が不可欠です。

千葉土建 職人の技と知恵でブルーシート張り



被災して雨漏りする住宅屋根にブルーシートを貼る千葉土建のなかま

県内4万4000軒で停電が続き、千葉土建の支部事務所も17支部中4支部が停電、1支部が断水、9支部が一部損壊等の被害を受けたなかで、千葉土建は9月18日、本部に『災害対策本部』を設置しました。被害の全容がつかめないなかでしたが、組合員の被害状況を把握するとともに『千葉県災害ボランティアセンター』と連携したボランティアの実施を決定しました。

ボランティアセンターには、被災者から多くの『住宅屋根の応急処置』や『ブルーシート張り』の要望が寄せられました。そのなかで、特に支援が不足している市原市と大網白里市に、9月21日と23日の2日間で延べ1

40人を超える仲間を集めボランティアを実施。約60軒の被災住宅にブルーシート張りなどの応急処置を施しました。

28日には南房総市、館山市で23軒の応急修繕を実施。10月5日、6日は館山市、袖ヶ浦市で49軒の被災住宅にブルーシート張り等をおこないました。

また、単にブルーシートをかけ土のうを置くのではなく、建設職人の技と知識をいかして作業を実施。雨漏りにくい場所の『無事な瓦』と雨漏りしやすい場所の『破損した瓦』を入れ替えることや、被害箇所を見極めた上でピンポイントにシート張りすることで、風が吹いてもシートが飛ばされたり、めくれ上がったりすることが少ないように処置をしました。

県の災害ボランティアセンターと連携した活動の他に、佐倉・八街・千葉・市原・かずさ・佐原地域の支部事務所には地域住民から多くの相談があり、その要請に応じて建物の補修や倒木の撤去作業を実施。これまでに全体で300戸を超える住宅の応急修繕を施しました。

完全復旧にはまだ時間がかかりますが、地域に根ざした建設職人の組合として、地域住民の信頼に応えるため今後も奮闘していきます。

医労連・千葉労連 富津市のボランティアに4人が参加



被災した農家で発生した大量の瓦礫撤去作業にあたる千葉労連の参加者

9月22日、医労連からの呼びかけに応じて、富津市災害ボランティアセンターに、千葉労連の日暮書記と佐々木書記の2人を派遣。

県医労連の永島書記長と日本医労連の森田書記長、とともに活動しました。

被災者から約100件を超える復旧作業がボランティアセンターに寄せられるなか、現地では、参加者が持

街頭での反応は「誰でも時間給 923 円以上もらえるのか」「もっと高くてもいいのではないか」「リーフレットがほしい、これで友達に知らせる」など、千葉県の最低賃金が知られていない実態が明らかになりました。

また、千葉労連は今年の 6 月 28 日に、千葉県の最低賃金を調査・審議する『千葉地方最低賃金審議会』に対して、要求署名を 6023 筆を提出し「直ちに時間給 1500 円以上へ引上げること」を求めました。千葉県の最低賃金は 28 円引き上げられ、10 月 1 日から時間給 923 円となり、時間給計算の最低賃金となった 2002 年以降、時間給、改定率ともに過去最高の水準となりました。

しかし、千葉労連の要求は『8 時間働けばふつうに生活できる賃金』であり、憲法で保障している『健康で文化的な生活』や労働基準法の『労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきもの』といった労働環境をかちとるために、引き続き、多くの仲間の声を結集して、千葉県最低賃金引上げの運動をより大きく展開していきます。

善悪が判断できる働き方を学ぶ

2019 ちば労働学校開催



労働学校の初参加
化学一般の源田さん

9 月 15 日に自治体福祉センターで、2019 年ちば労働学校の第一回目が開催されました。全 4 回行われる労働学校で、第一回目は「みんなで考えてみよう！労働学校って何するところ？何が出来る」をテーマに 21 人が参加しました。

公務員、建設職人、教職員、化学製品製造者、農業従事者など全体で 15 業種が 3 グループに分かれ討論。職場、労働環境が異なる仲間が、それぞれの立場で意見を交わしあいました。

3 つの討論テーマで各班話し合いました。アンケートでは「みんなで話し、視野が広がった。学んだことを実行していきたい」「ハローワークの求人票には労働組合の有無が小さく表記されているが、もう少し分かりやすく印字すべき」との意見が出ました。

「討論の答えはない、みなさん自身に答えはあります。労働者のためになる組合に広げていこう」と講師の林さんは（千葉県国副議長）締めくくりました。

労働相談一ヶ月

～無期転換 5 年ルール・その後①～

Q 派遣会社の常用雇用労働者として翻訳の仕事を時給 1600 円で働いています。4 月に無期雇用に転換しました。転換にあたり、時給が 100 円下がりましたが、これまで支給されていなかった通勤手当が 1 万円支給されるようになり。手取額はあまり変わりませんでした。新しい職場に変わることで、時給 1200 円になるという、新しい条件が提示されました。時給 1200 円では生活ができないという、有期雇用を希望するなら時給 1600 円に戻せると言われました。納得できません。

A 派遣制度は労働者を「商品」として売り買いする仕組みになっており、1 日も早く廃止されるべきものと考えます。また、有期契約は、常に契約の更新が行われるか不安が付きまといます。その不安を緩和するために一定の条件で無期契約に転換する権利を与えたものが新制度です。相談は「無期転換」した派遣労働者に、期間の定めのある契約に戻す提案が行われたというものです。派遣社員の場合、派遣先の労働が終了した場合、次の派遣先を提示するように定められています。しかし、次の派遣先の労働条件が同じとは定められていません。法の定めのないことを悪用した提案です。労働局に

問い合わせると、派遣労働者が選択する形で提案する事は違法ではないとの見解です。また、無期契約から、有期契約にもどった場合、再度無期転換ルールを利用して無期転換することは認められず、法の定めのないところは、労使交渉で改善するのが法のルールです。対応として、仲間を誘って労働組合を結成するか、1 人でも加入できる組合に加入することを勧めました。 【中林】